

024-4 幡枝

16 桃野	17 二軒茶屋	18 岩倉
23 西賀茂	24 幡枝	25 三宅八幡
32 鹿峯	33 植物園	34 松ヶ崎

1	2	3
4	5	6
7	8	9

1. 本図は、京都市都市計画局が定める「京都市都市計画緑地法」に基づき、京都市内に存在する緑地を調査・整理し、その位置・形状・面積等を明示するための図である。

2. 本図の調査対象は、京都市内に存在する緑地であり、その位置・形状・面積等を明示する。

3. 本図の調査対象は、京都市内に存在する緑地であり、その位置・形状・面積等を明示する。

4. 本図の調査対象は、京都市内に存在する緑地であり、その位置・形状・面積等を明示する。

5. 本図の調査対象は、京都市内に存在する緑地であり、その位置・形状・面積等を明示する。

6. 本図の調査対象は、京都市内に存在する緑地であり、その位置・形状・面積等を明示する。

7. 本図の調査対象は、京都市内に存在する緑地であり、その位置・形状・面積等を明示する。

8. 本図の調査対象は、京都市内に存在する緑地であり、その位置・形状・面積等を明示する。

9. 本図の調査対象は、京都市内に存在する緑地であり、その位置・形状・面積等を明示する。

10. 本図の調査対象は、京都市内に存在する緑地であり、その位置・形状・面積等を明示する。

11. 本図の調査対象は、京都市内に存在する緑地であり、その位置・形状・面積等を明示する。

12. 本図の調査対象は、京都市内に存在する緑地であり、その位置・形状・面積等を明示する。

13. 本図の調査対象は、京都市内に存在する緑地であり、その位置・形状・面積等を明示する。

14. 本図の調査対象は、京都市内に存在する緑地であり、その位置・形状・面積等を明示する。

15. 本図の調査対象は、京都市内に存在する緑地であり、その位置・形状・面積等を明示する。

16. 本図の調査対象は、京都市内に存在する緑地であり、その位置・形状・面積等を明示する。

17. 本図の調査対象は、京都市内に存在する緑地であり、その位置・形状・面積等を明示する。

18. 本図の調査対象は、京都市内に存在する緑地であり、その位置・形状・面積等を明示する。

19. 本図の調査対象は、京都市内に存在する緑地であり、その位置・形状・面積等を明示する。

20. 本図の調査対象は、京都市内に存在する緑地であり、その位置・形状・面積等を明示する。

21. 本図の調査対象は、京都市内に存在する緑地であり、その位置・形状・面積等を明示する。

22. 本図の調査対象は、京都市内に存在する緑地であり、その位置・形状・面積等を明示する。

23. 本図の調査対象は、京都市内に存在する緑地であり、その位置・形状・面積等を明示する。

24. 本図の調査対象は、京都市内に存在する緑地であり、その位置・形状・面積等を明示する。

25. 本図の調査対象は、京都市内に存在する緑地であり、その位置・形状・面積等を明示する。

26. 本図の調査対象は、京都市内に存在する緑地であり、その位置・形状・面積等を明示する。

27. 本図の調査対象は、京都市内に存在する緑地であり、その位置・形状・面積等を明示する。

28. 本図の調査対象は、京都市内に存在する緑地であり、その位置・形状・面積等を明示する。

29. 本図の調査対象は、京都市内に存在する緑地であり、その位置・形状・面積等を明示する。

30. 本図の調査対象は、京都市内に存在する緑地であり、その位置・形状・面積等を明示する。

31. 本図の調査対象は、京都市内に存在する緑地であり、その位置・形状・面積等を明示する。

32. 本図の調査対象は、京都市内に存在する緑地であり、その位置・形状・面積等を明示する。

33. 本図の調査対象は、京都市内に存在する緑地であり、その位置・形状・面積等を明示する。

34. 本図の調査対象は、京都市内に存在する緑地であり、その位置・形状・面積等を明示する。

35. 本図の調査対象は、京都市内に存在する緑地であり、その位置・形状・面積等を明示する。

36. 本図の調査対象は、京都市内に存在する緑地であり、その位置・形状・面積等を明示する。

37. 本図の調査対象は、京都市内に存在する緑地であり、その位置・形状・面積等を明示する。

38. 本図の調査対象は、京都市内に存在する緑地であり、その位置・形状・面積等を明示する。

39. 本図の調査対象は、京都市内に存在する緑地であり、その位置・形状・面積等を明示する。

40. 本図の調査対象は、京都市内に存在する緑地であり、その位置・形状・面積等を明示する。

41. 本図の調査対象は、京都市内に存在する緑地であり、その位置・形状・面積等を明示する。

42. 本図の調査対象は、京都市内に存在する緑地であり、その位置・形状・面積等を明示する。

43. 本図の調査対象は、京都市内に存在する緑地であり、その位置・形状・面積等を明示する。

44. 本図の調査対象は、京都市内に存在する緑地であり、その位置・形状・面積等を明示する。

45. 本図の調査対象は、京都市内に存在する緑地であり、その位置・形状・面積等を明示する。

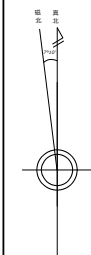
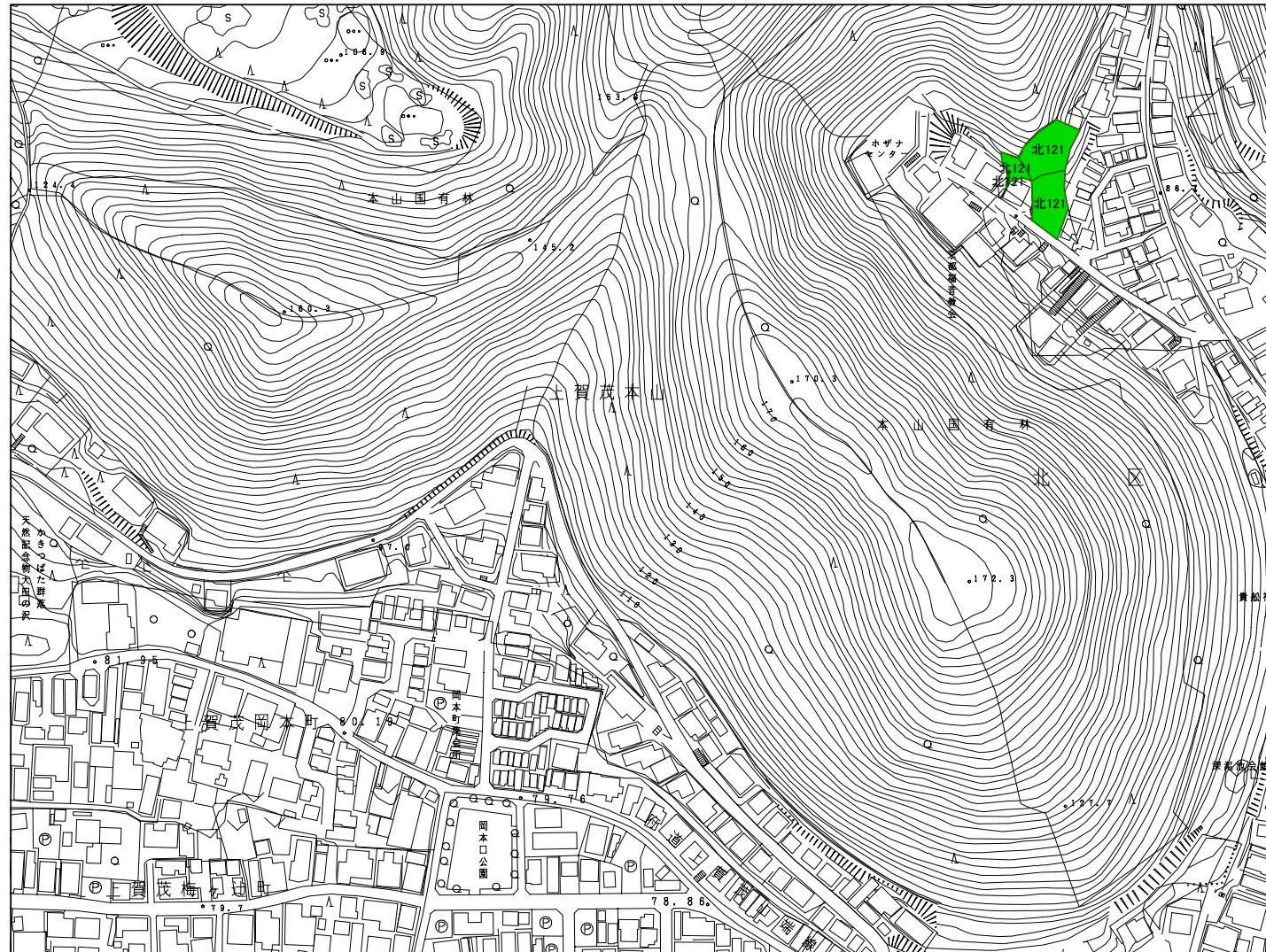
46. 本図の調査対象は、京都市内に存在する緑地であり、その位置・形状・面積等を明示する。

47. 本図の調査対象は、京都市内に存在する緑地であり、その位置・形状・面積等を明示する。

48. 本図の調査対象は、京都市内に存在する緑地であり、その位置・形状・面積等を明示する。

49. 本図の調査対象は、京都市内に存在する緑地であり、その位置・形状・面積等を明示する。

50. 本図の調査対象は、京都市内に存在する緑地であり、その位置・形状・面積等を明示する。



京都市都市計画局

凡例

- 生産緑地地区
- 特定生産緑地新指定区域

024-5 幡枝

16 桃野	17 二軒茶屋	18 岩倉
23 西賀茂	24 幡枝	25 三宅八幡
32 鹿峯	33 植物園	34 松ヶ崎

1	2	3
4	5	6
7	8	9

1. 本図は、京都市都市計画局が定める「京都市都市計画緑地法」に基づき、京都市内に存在する緑地を調査・整理し、その位置・形状・面積等を明示するものである。

2. 本図の調査対象となる緑地は、以下のとおりである。

① 公園緑地（公園、緑地、緑道等）

② 自然緑地（森林、山地、水辺等）

③ 農地（農地、農地転用予定地等）

④ その他（墓地、体育施設等）

3. 本図の調査結果は、以下のとおりである。

① 公園緑地：1,234ヘクタール

② 自然緑地：5,678ヘクタール

③ 農地：9,012ヘクタール

④ その他：3,456ヘクタール

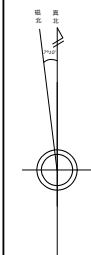
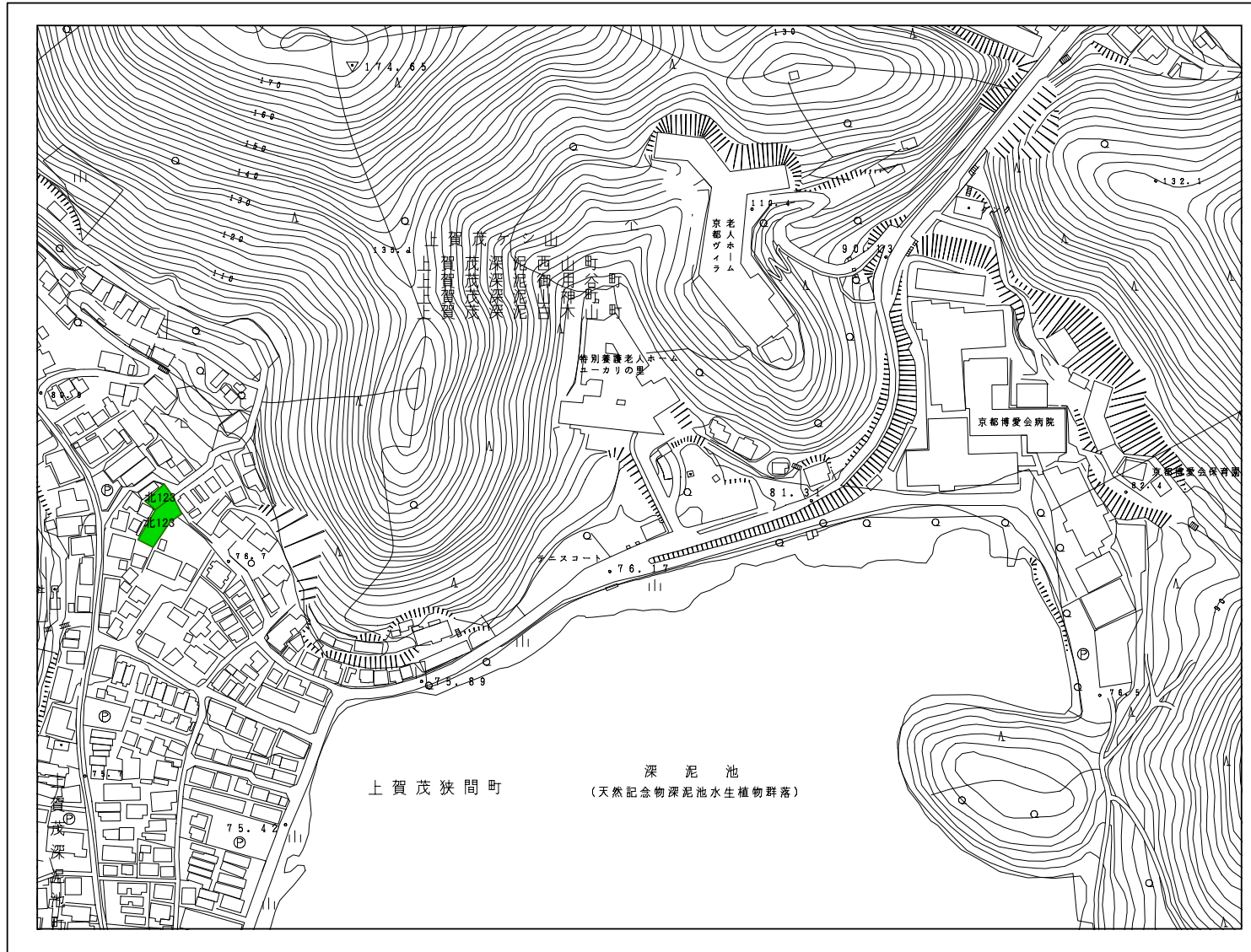
4. 本図の調査結果は、以下のとおりである。

① 公園緑地：1,234ヘクタール

② 自然緑地：5,678ヘクタール

③ 農地：9,012ヘクタール

④ その他：3,456ヘクタール

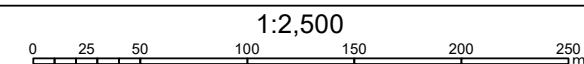


京都市都市計画局

凡例

生産緑地地区

特定生産緑地新指定区域

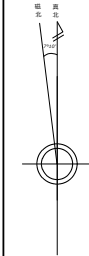
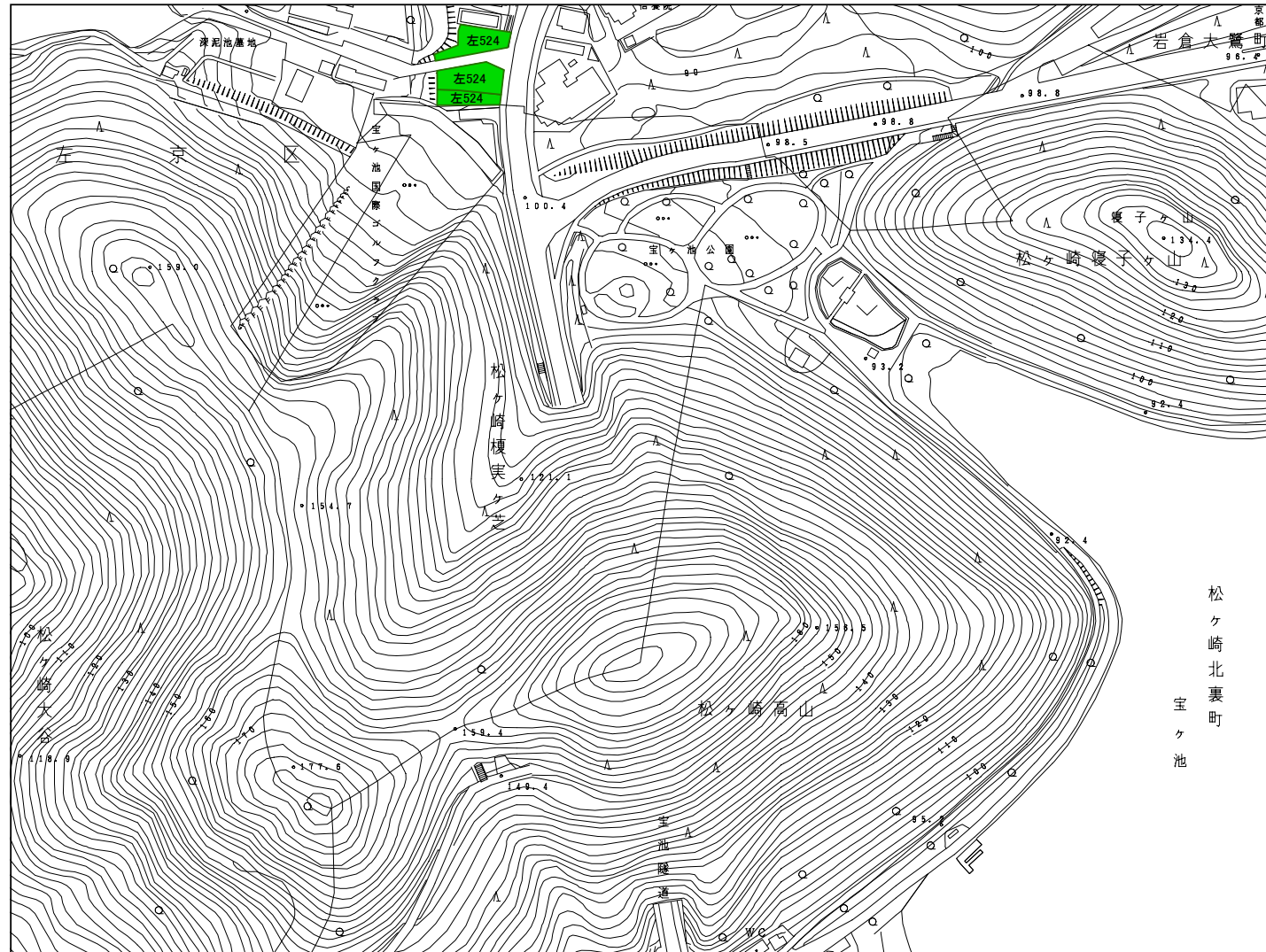


024-6 幡枝

16 桃野	17 二軒茶屋	18 岩倉
23 西宮茂	24 幡枝	25 三宅八幡
32 鹿峯	33 植物園	34 松ヶ崎

1	2	3
4	5	6
7	8	9

1. 本図は、京都市都市計画局が作成した地形図であり、地形、地物、地名等を示す。
 2. 本図の縮尺は1:2,500である。
 3. 本図の投影変換は、日本標準時区間投影変換法（MPS）による。
 4. 本図の作成に用いた資料は、京都市地籍調査資料、航空写真、地形図等である。
 5. 本図の著作権は、京都市都市計画局に帰属する。
 6. 本図の複製、転載、配布等については、京都市都市計画局の許可を得なければならない。
 7. 本図の誤りや不正確な点については、京都市都市計画局に報告すること。
 8. 本図の更新については、京都市都市計画局のホームページで確認すること。
 9. 本図の印刷は、A2サイズである。
 10. 本図の印刷は、白黒である。
 11. 本図の印刷は、100%である。
 12. 本図の印刷は、100%である。
 13. 本図の印刷は、100%である。
 14. 本図の印刷は、100%である。
 15. 本図の印刷は、100%である。
 16. 本図の印刷は、100%である。
 17. 本図の印刷は、100%である。
 18. 本図の印刷は、100%である。
 19. 本図の印刷は、100%である。
 20. 本図の印刷は、100%である。



京都市都市計画局

凡例

- 生産緑地地区
- 特定生産緑地利用指定区域

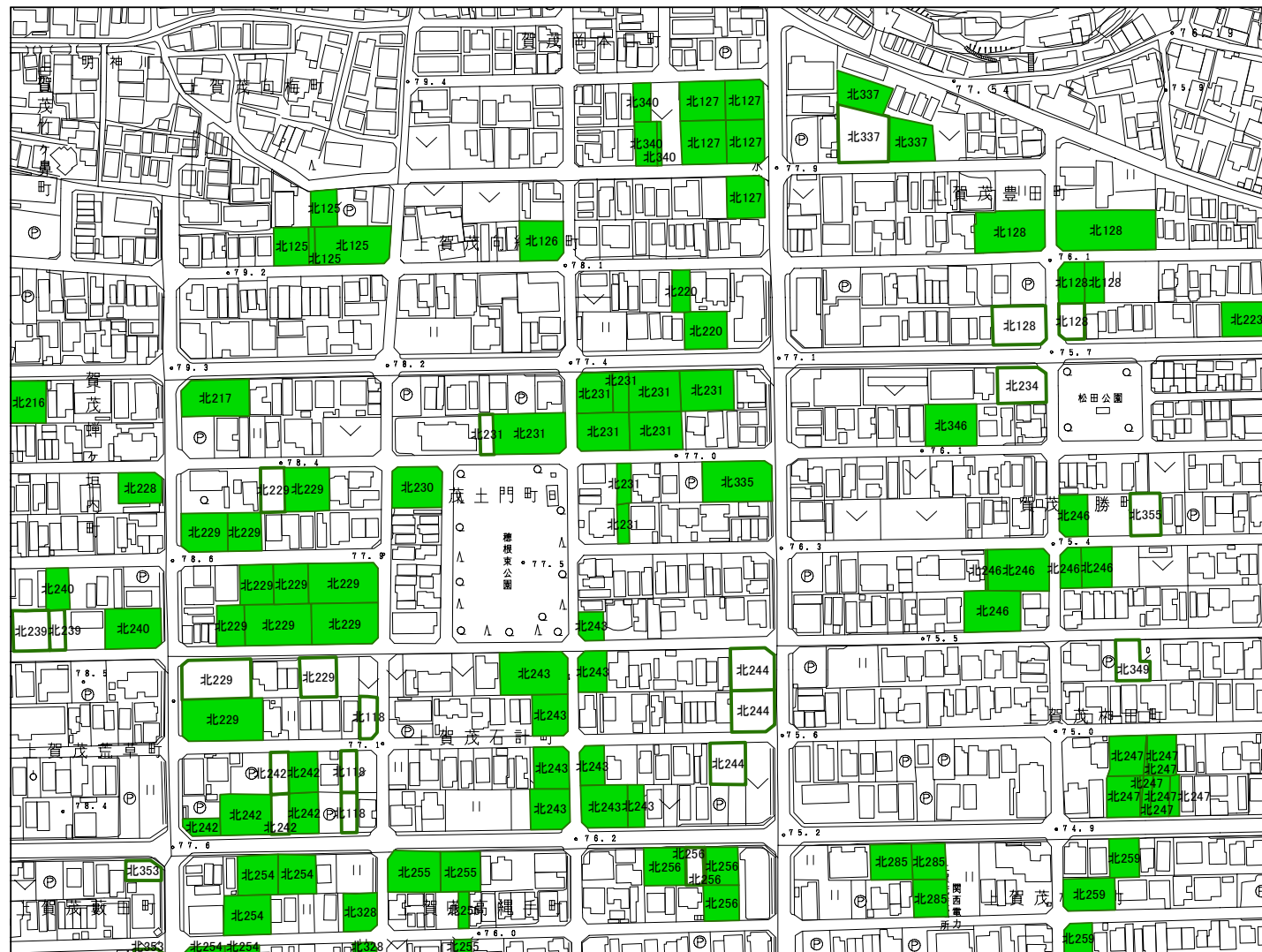
1:2,500

0 25 50 100 150 200 250 m

024-7 幡枝

16 松野	17 二軒系屋	18 岩倉	<table><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>4</td><td>5</td><td>6</td></tr><tr><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr></table>	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1	2	3										
4	5	6										
7	8	9										
23 西賀茂	24 幡枝	25 三宅八幡										
32 鹿峯	33 植物園	34 松ヶ崎										

本図は、京都市都市計画局が定める「京都市都市計画緑地法」に基づき、京都市内に存在する緑地を調査・整理し、その位置・形状・面積等を明示したものである。本図は、京都市都市計画局が定める「京都市都市計画緑地法」に基づき、京都市内に存在する緑地を調査・整理し、その位置・形状・面積等を明示したものである。

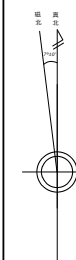


京都市都市計画局

凡例

- 生産緑地地区
- 特定生産緑地新指定区域

16 柊野	17 二軒茶屋	18 岩倉	<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> </tr> </table>	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1	2	3										
4	5	6										
7	8	9										
23 西賀茂	24 幡枝	25 三宅八幡										
32 鹿峯	33 植物園	34 松ヶ崎										

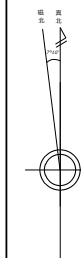


京都市都市計画局

凡例

- 生産緑地地区
- 特定生産緑地新指定区域

17 二軒茶屋	18 岩倉	19 和所		
24 幡枝	25 三宅八幡	26 八瀬		2 5 6
33 植物園	34 松ヶ崎	35 修学院		7 8 9



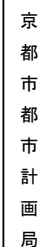
京都市都市計画局

凡例

 生産緑地地区

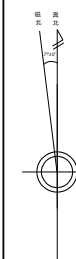
 特定生産緑地新設指定区域

17 二軒茶屋	18 岩倉	19 和所										
24 幡枝	25 三宅八幡	26 八瀬										
33 植物園	34 松ヶ崎	35 修学院										
			<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> </tr> </table>	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1	2	3										
4	5	6										
7	8	9										



-  生産緑地地区
-  特定生産緑地新指定区域

17 二軒茶屋	18 岩倉	19 和所	
24 幡枝	25 三宅八幡	26 八瀬	
33 植物園	34 松崎	35 修学院	



京都市都市計画局

凡例

 生産緑地地区

 特定生産緑地新指定区域